

日時	平成 26 年 10 月 22 日 (水) 10:00~12:00
開催場所	関内中央ビル 10 階 大会議室
出席者	委員：委員名簿を参照 事務局：27 名 コンサルタント：1 名
資料	式次第、委員名簿、説明用資料（本編及びデータ集）
<p>1. 開会</p> <p>①開会あいさつ (事務局) ※開会あいさつ後、会議の公開、報道機関の傍聴、写真撮影等に関する説明 ※写真撮影に関する説明後、報道機関により写真撮影 ※各委員の挨拶</p> <p>②神奈川県警からの情報提供 (神奈川県警察本部交通部理事官 怒田委員) ・神奈川県内の交通事故による死亡者は現時点で 153 名、昨年同時期に比べて 25 人増加と死亡事故に歯止めがかからない状態。 ・全国的には減少傾向にある中、本県のみ増加しており、委員の皆さまもそれぞれの立場で頑張っていたきたい。</p> <p>③委員長の選出 (事務局) ※事務局より会長（議長）推薦に関する依頼。 (横浜市町内会連合会 岩崎委員) ・公正な判断と、専門的アドバイスの視点から、岡村先生に会長をお願いしたい。 (事務局) ※岡村委員の会長選任について、拍手を持って異議なしを確認。 (東洋大学 岡村会長) ・自転車を総合的な政策として打ち出せるかどうかは、自治体の総合力が問われる。 ・横浜市は、先進的な取組みを色々やっている自治体であり、自転車に関しても、皆様からご意見を頂き、素晴らしいものを作りたい</p> <p>④資料確認 (事務局) ※配布資料について確認</p> <p>2. 議事（1）自転車総合計画（仮称）について</p> <p>①事務局説明 (事務局) ※資料 1 前半及びデータ集を用いて、主に現状及び課題に関して説明</p> <p>②質疑 (岡村会長) ・自転車の課題を中心に、内容は盛りだくさんとなっている。ご質問、ご意見をお願いします。 (サイクルライフナビゲーター 絹代委員) ・死亡事故が増えているということだが、死亡事故の中での自転車に関わる割合や、増加した事故の形態などはどのようなものか。また、自転車死亡事故に関して、全国と比べ神奈川県は割合が高いのか、あるいは住人が多いために件数が多いのか、どちらか。 (怒田委員) ・県内の自転車事故は 10%前後で減りつつあり、今年は 21 件。全事故に対する構成率は全国と比べ特段高くはない。</p>	

・全国的に首都圏など、輻輳したところで自転車事故が多い傾向にあり、神奈川県もそれゆえ件数が多い状況。

・自転車の関する事故は、歩行者との接触が多い。

(絹代委員)

・計画の基本方針は、自転車に乗る人のことだけでなく、自転車が加害者になるケースも含め、「安全」を強く推していくことが良いと思う。

・例えば、自転車が歩道を通行する際に「車道寄りを通行」する交通ルールは、イベントの引率者等でも知らない人もいる。

・もう一度、安全をしっかりと考え、その上でどう守っていただくかを強く進めていく施策が必要。

(一般社団法人 神奈川県バス協会 八郷氏)

・バスと自転車は同じ道路の左側を走るため、飛び出し等をされるとバス車内の転倒事故等に繋がる。交通ルールの遵守はバスの安全運行のためにも重要。

・路線バスと自転車の利用は競合する関係にあるため。どこにでも自転車で行くのではなく、バスと自転車の住み分けも議論していきたい。

(岩崎委員)

・自転車は軽便な乗り物だが、扱い方が乱暴になっており、特に高齢者に対しては冷酷な乗り物に感じる。後方から来る自転車は気付かず、恐怖を感じている。

・自転車通行可、不可の区分けが分かりにくいいため、どこでも自転車が歩道を走る状況にある。

(絹代委員)

・昨年子どもを出産し、いわゆる交通弱者の立場になり、歩道の自転車、逆送する自転車がどれだけ怖いかわかってしまった。

・自転車の通行のために歩道を色分けすることは、「自転車が歩道上を走行する」悪い癖がつきかねない。

・歩道は「歩行者が、安全に通行できる場所」として、歩行者に返していくべきと考える。

・元気な高齢者が自転車に乗るようになり、加害者となるケースもあり、高齢者をひとくくりに“弱者”とせず、ルールを伝えることが必要。

(怒田委員)

・自転車は、道路交通法上は軽車両であり、道路上での“弱者”は歩行者。しかし現状は「歩行者感覚」で自転車に乗ってしまう。安全利用に関する広報、啓発では重要な視点。

・県警で行う交通安全教室(チリリンスクール等)では受講後、自転車の点検の割引等が受けられるチリカカードを配布している。

(神奈川県自転車協同組合 鈴木委員)

・交通安全教育を学ぶ現状は、小学校等で1回あるかどうかであるが、学ぶべき事はたくさんあり、色々な時間で徹底して教えることが必要と感じている。

・子どもたちと高齢者が一緒に学ぶ特別授業を行うと、世代的に上下の人が交通安全を学べ、真ん中にいる我々の世代も守るようになる。

(一般社団法人横浜市商店街総連合会 石川委員)

・商店街では押し歩きを啓蒙することがあるが、客相手だと強く言えないとのこと。

・押し歩き通行は、警察、行政と連携しての指導や、また、「少し生活に余裕をもった」通行方法として押し歩きを推奨するような、広報や指導が必要。

(岩崎委員)

・横浜駅近辺の違法駐輪は、駐輪場が全く足りないのではなく、駅と駐輪場の距離、すなわち駐輪場に停めると商店街まで歩いて戻る必要があり、不便だから使わないという要素もあるのではないかと。

・東京では自転車のナンバーを付ける働きかけがあるが、厳格に取り締まるのも一つの方法かと。

(絹代委員)

・子どもたちへの自転車交通教育は、ヨーロッパ等欧米が非常に進んでいる。

・オランダでは毎週25分の交通教育を行っている。5、6年生になるとテストがあり、その監視員を上級生が務める仕組みであり、子どもたちの中で下級生をケアする流れがある。

- ・日本でも“クルマが歩道を走る”ことがないように、“車両である自転車が歩道を走る”ことをしてはいけない、ということ子どもたちに伝えることが大切。
- ・宇都宮市ではプロロードレースチームの選手が講師になり、「もっと上手く乗りたい」気持ちをくすぐるゲーム感覚のスクールをしている。子どもたちが「かっこいい」と思えるような自転車の乗り方を教える方法も重要。
- ・一方で、車道の左側を走るには、雨水桝などの道路自体の問題、ドライバーの幅寄せ、違法駐車などで、走りたくても走れない状況もある。車道の左側を走ることができる環境を創りたい。
- ・バスとの共存に関して、世界的には自動車からバス+自転車への転換の政策が増えている。横浜市でもこの方向性は大切にすることが必要だと思う。

(岡村会長)

- ・事務局から「方針のたたき台」を示してもらった上で、改めて議論をしたい。

③事務局説明

(事務局)

※資料1後半を用いて、主に「方針のたたき台」について説明

④質疑

(岡村会長)

- ・事務局の方針のたたき台を踏まえ、改めて議論を続けたい。

(横浜商工会議所 福田委員)

- ・基本的な方針は、この形で良くまとまっているように思う。
- ・「とめる」の中では、横浜駅周辺のエキサイトよこはま22で議論されている、駐車場の余剰部分を活用した駐輪場整備など、事業者も多少メリットがある施策なども含め、連携しながら進めるべき。
- ・特に横浜駅周辺では、国家戦略特区に選出されており、容積率緩和の適用等も含め、総合的な施策を展開できれば良い。
- ・「歩道が無い道路が79%」というのは問題である。道路整備は適宜進めていくことが必要。

(絹代委員)

- ・条例上、駐輪料に差をつけられないとのことだが「近くても遠くても同じ料金」ということが放置を招く可能性がある。
- ・便利な所は高い、不便な所は安い、ということは誰もが納得でき、収入増に繋がる可能性もあり、料金のルールの変更は良い方向に繋がると思う。
- ・「まもる」「はしる」「とめる」「いかす」の4つにわたる考え方は賛成。

(岡村会長)

- ・資料1末尾に“ポリシー表”がある。市民に対して、自転車を使う場面によって「このような場面では自転車を使っていたきたい」「こういう場面では我慢をしてほしい」「我慢をしなくて良いけどお金は払ってほしい」など、など行政のメッセージを明示し、自転車の利用を「マネジメント」する考え方が大切。
- ・今後の議論はこの表が出発点になり、総論と各論を議論しつつも、常にこの表を意識しながら進めることが大切。

(絹代委員)

- ・自転車政策を推進する国では、国にとっての大きなメリットを掲げている。例えばデンマークでは医療費の削減である。
- ・自転車は生活習慣病の予防に非常に役立つ。例えば人工透析は一人当たり550万円以上かかり、日本には30万人超と言われているが、この人数が減ることは医療費の削減にもメリットがある。
- ・多くの人はサンダルを履くような感覚で、ルールを考えないで乗ってしまうのが現状である。良い点を正しく伝え、自転車の地位を高めることも必要。
- ・行政だけで進めることは難しい問題のため、民間と手を組んで広げることが良い。

(一般財団法人 横浜市交通安全協会 島田委員)

- ・“歩道から車道”の方向性が示される一方、「自転車通行部分を歩道内に明示」する事例が載っている。
- ・歩道を線で分けただけでは、歩行者が自転車通行部分を歩き、自転車はスピードを出して走る状況になる。歩道内に明示するというのは、どのような考え方で行われてきたのか。

(事務局)

- ・これまでは、整備手法を厳密に整理しておらず、状況に応じて区間ごとに自転車通行空間を整備してきた経緯がある。
- ・今後は、車道が極めて危険、ということでもない限り、車道に青いレーンを引く自転車専用通行帯を原則とすることをたたき台として提案した。

(絹代委員)

- ・自転車通行帯を逆走する自転車が来ると逃げ場がないため、進行方向が明示された自転車通行帯として整備していただきたい。
- ・歩道内の“明示”は、自転車が歩行者に対して加害者になる事故を増加させる原因となる。
- ・歩道内に自転車通行部分の明示があると、クルマからは“自転車が「走る」部分は歩道にある”と認識され、車道を走る自転車に幅寄せするようなケースがある。
- ・対面通行として整備される自転車道も、自転車同士のすれ違い時に危険なケースがある。
- ・今後は、歩道に色を塗ることは避け、自転車は“車両”と認識できるよう、車道の左側に、通行する方向が明示された形で整備することがベストだと考える。

(岡村会長)

- ・日本の自転車利用の特徴の一つは、短距離で使う“ちょい乗り”利用が多いこと。そのような利用について国等のガイドラインでは、どちらかと言えば抑制の方向に読めるが、議論が十分でないとも感じる。
- ・“ちょい乗り”は、住宅街の歩道もない様な狭い道路など、細かなルールが明確でない場所での利用も多い。この利用にも目を向けて、総合計画を考えていくことが必要。
- ・次に、子どもと高齢者の利用に関して、ひとくくりに「歩道で自転車に乗ってもよい（悪いことではない）」となっているが、例えば低学年と高学年が同じか、50代60代で正しく乗ってきた人が同じか、ということも考える必要がある。
- ・小学校での交通安全教育のときに、大人として「自転車は車道」を教えた上で、子どもとしての乗り方を正しく教えられているかどうか、が課題。

(絹代委員)

- ・私たちが小学校で開催する自転車教室では、「自転車は車道の左側を一列で走る」を教えた上で、子どもの歩道の通行においても、歩行者優先の考え方をしっかり教える。
- ・今の子どもたちは、正しく伝えて納得をしたことは、きちんと守れるようである。
- ・高学年になると歩行者とぶつかればかなりの衝撃となる。できるだけ、歩道から車道に降りてもらい、歩道上では“走らない”ことを指導する必要がある。
- ・“ちょい乗り”の交通ルールの問題は重要。ちょっとした移動でも、「自転車はクルマと同じ」と認識し、ルールを守るための広報が必要。

(神奈川県警察本部交通規制課長 瀬崎委員)

- ・道路交通法では“普通自転車”と、普通自転車が“歩道を通ってよい条件”は別々に規定される。
- ・普通自転車は、車体の大きさ、構造などが内閣府で定める基準に適合する、二輪または三輪の自転車で、他の車両を牽引していないということであり、自転車そのものの構造など令により該当するか否かが判断されるもの。
- ・普通自転車が“歩道を通ってよい条件”の一つの中に、普通自転車の運転者が、児童、幼児、その他の普通自転車により車道を通行することが危険であることが認められるものとして政令で定める者が挙げられており、これについては、高齢者等が政令に定められている。

(絹代委員)

- ・子供が母親と一緒に自転車で動くとき、母親は車道、子供は歩道、と言うのは現実的ではなく、「母親は歩道を通行してはいけないのか」と聞かれる。県警としてどのように説明されるか。

(瀬崎委員)

- ・“歩道を通ってよい条件”には、先ほどの児童、幼児、高齢者の条件に加え、2つの条件がある。
- ・ひとつは、道路標識などにより普通自転車が歩道を通行してもよい、という場合。もうひとつが、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき、という場合。
- ・自転車通行可の標識がある所では、大人も歩道を通行できる。また、車道の走行が危険である、と判断できる場合は、大人も歩道を通行いただくことはできる。
- ・このケースに当てはまる場合は良い、と説明している。

(岡村会長)

- ・かなり細かな部分ではあるが、今後議論していくために正しく理解しておく必要がある。

(横浜市交通安全母の会 五反田委員)

- ・小学校で交通安全教育を行っており、子どもたちには一定程度、交通ルールが周知されているが、一方、母親の視点では、交通ルールはあまり周知されていない現状にある。
- ・子供と一緒に勉強できる機会があれば良いが現実的に難しい。ルールを守ることを様々な機会に周知することが必要。
- ・歩道でも、自転車が通行できる、できないということがあがるが、連続していない場合どうするのか、などの問題もある。
- ・母親の立場で、どのように広めていけるのかを考え、実際に広めていくことができれば、横浜にはルールを守ってきちんと使える人たちが多くなると思う。

(岡村会長)

- ・活発なご議論、ありがとうございました。

3. スケジュールについて

(事務局)

※資料2を用いて、スケジュールに関して説明

※質問なし

4. 閉会

①閉会あいさつ

(事務局)

※閉会あいさつ

以上